

第5章 農産園芸局

第1節 農業生産体制強化 総合推進対策

1 対策の趣旨

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴う新たな国境措置のもとで、我が国農業を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業として次世代に受け継いでいくためには、「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4年6月10日農林水産省公表。以下「新政策」という。）及び「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」（平成6年8月12日農政審議会報告）に即して、我が国農業の生産体制の抜本的な強化を図っていくことが必要である。本対策はウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である12年までの期間に、生産性の向上、農産物の高付加価値化等に資する施設整備に重点を置きつつ、新技術、新たな生産方式の導入等によって、効率的・安定的経営体育成の加速化、作物・地域の特色に対応した多様な農業生産の振興等により、国内農業生産体制の抜本的強化を目指すものである。

このため、本対策においては、畜産との関連を十分考慮しつつ、地域の主要作物を中心とした農業生産の総合的な振興に関する計画を作成するとともに、これに基づき、共同利用機械・施設の整備、小規模土地基盤整備、担い手への技術・経営指導、新技術の実証等を内容とする事業（以下「農業生産体制強化総合推進対策事業」という。）を普及組織の濃密な指導援助の下に総合的、計画的に実施するものとする。

2 対策の目標

この対策は、地域の諸条件に対応し、地域内の農業者等の総意の反映に努め、当該農業者の自主性と創意工夫の十分な発現によって、新政策が示す効率的・安定的農業経営が生産の大宗を担うモデル産地の育成を図ることにより、国際環境の変化に対応した我が国農業の生産体制の抜本的強化を図るという観点から、次の事項を目標として推進するものとする。

- (1) 地域、産地等の段階における経営体等を中心とした農業生産体制（システム）の確立、新技術・経営方式の導入・実証、将来の経営体を支える青年農業者等の優れた人材の育成確保、生産性の高い水田営農の推進等を通じた効率的・安定的経営体育成の加速化
- (2) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化品目等の生産・流通体制の強化、中山間地域等を中心とした高付加価値型農業の推進等地域・作物の特色に対応した多様な農業生産の振興
- (3) 環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の確立
- (4) これらを通じて生産性や品質の向上等を基本とした農業生産体制の抜本的強化

3 対策の概要

農業生産体制強化総合推進対策の進め方、内容等については次のとおりである。

(1) 地域の農業生産に関する総合的な 振興計画等の策定

都道府県知事又は市町村長は、農業生産の総合的な振興に関する各般の施策を推進するに当たって、12年度を目標とする都道府県農業生産総合振興基本方針（以下「県振興基本方針」という。）又は市町村農業生産総合振興計画（以下「市町村振興計画」という。）を次により策定するものとする。

なお、県振興基本方針及び市町村振興計画は、畜産再編総合対策基本要綱（平成7年4月1日付け7畜B第370号農林水産事務次官依命通達）第3に基づく振興計画等と一体的に策定するものとし、また、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に基づく農業経営基盤の強化促進に関する基本方針（以下「経営基盤基本方針」という。）、第6条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「経営基盤基本構想」という。）、新生産調整推進対策実施要綱（平成8年5月10日付け8農産第1550号農林水産事務次官依命通達、以下「生産調整対策要綱」という。）第4に基づく都道府県生産調整推進基本方針及び市町村生産調整推進基本計画並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

法律(平成5年法律第72号)第4条に基づく農林業等活性化基盤整備計画との連携に留意するものとする。

ア 県振興基本方針

(ア) 県振興基本方針の策定

都道府県知事は、次に掲げる事項を内容とする県振興基本方針を策定するものとする。

- a 農業生産の総合振興に関する基本方針
- b 主要作物の生産振興方針
- c 効率的・安定的な農業経営の基本指標
- d 経営体を支える人材の育成確保方針
- e 将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針
- f 新生産調整推進対策(生産調整対策要綱に基づく新生産調整推進対策をいう。以下同じ)の推進方針
- g その他必要な事項

(イ) 県振興基本方針の協議

a 都道府県知事は、県振興基本方針を策定するときは、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農産園芸局長及び食品流通局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ)に協議するものとする。

b 地方農政局長は、「新政策」、「稲作以外の主要経営部門についての経営の展望と政策展開の基本方向」(平成5年9月29日農政審議会報告)、「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」等の農政に関する各般の施策との整合性に配慮した県振興基本方針が策定されるよう必要な助言指導を行うものとする。

イ 市町村振興計画

(ア) 市町村振興計画の策定

市町村長は、県振興基本方針に即して、次に掲げる事項を内容とする市町村振興計画を策定するものとする。

- a 農業生産の総合振興に関する基本方針
- b 主要作物の生産振興方針
- c 効率的・安定的な農業経営の基本指標
- d 経営体を支える人材の育成確保方針
- e 将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針
- f 新生産調整推進対策の推進方針
- g その他必要な事項

(イ) 市町村振興計画の認定

a 市町村長は、市町村振興計画を都道府県知事に提出して、その認定を受けるものとする。

b 都道府県知事は、aの認定に当たり別に定めるところにより地方農政局長に提出するものとする。

ウ 県振興基本方針又は市町村振興計画の見直し及び変更

(ア) 都道府県知事又は市町村長は、県振興基本方針又は市町村振興計画の見直しを適宜行い、必要に応じて当該県振興基本方針又は市町村振興計画の変更を行うものとする。

(イ) 県振興基本方針又は市町村振興計画の重要な変更は、ア又はイに準じて行うものとする。

(2) 事業の実施

ア 事業の実施方針

(ア) 農業生産体制強化総合推進対策事業は、地域の実情に応じつつ、本対策の各種事業を適切に組み合わせるとともに、畜産再編総合対策(畜産再編総合対策基本要綱に基づく畜産再編総合対策をいう。)との総合的実施に配慮するほか、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

また、新生産調整推進対策の着実な推進に配慮するものとする。

(イ) 農業生産体制強化総合推進対策事業は、市町村振興計画(ただし、都道府県の区域を対象とする広域的な事業等にあっては、県振興基本方針とする。)に基づき地域農業の生産体制の強化のために実施するモデル性を有する事業であり、事業の実施主体が事業の実施計画を作成し、おおむね6年間にわたって計画的に実施するものとする。

イ 事業の内容

(ア) 農業経営育成対策事業

この事業は、地域、産地等の段階で今後育成すべき経営体等を明確化し、新技術や新たな生産方式の導入を通じて、これらを核とした農業生産体制(システム)の確立を図るとともに、将来の経営体が具备すべき新技术・経営方式の導入・実証、将来の経営体を支える青年農業者等の優れた人材の育成確保等経営体育成の加速化を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

(イ) 地域農業生産再編特別対策事業

この事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れによる関税化品目等の生産・流通体制の緊急的な整備、麦・大豆についての主産地化、立地条件等を活かした高付加価値型農業の産地育成、中山間地域等における新作物の導入等を推進し、多様な地域農業の展開を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

(ウ) りんごわい化栽培等緊急推進対策事業

この事業は、国際化に対応し、果樹の生産改善を推進するため、りんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等を緊急に推進する

ために必要な条件整備事業を実施するものとする。

(エ) 生産高度化基礎条件整備推進対策事業

この事業は、生産性の向上及び高品質生産の実現のために、地力の増進、優良種子・種苗の供給等基礎的な条件の整備を進めるために必要な各種事業を実施するものとする。

(オ) 環境保全型農業総合推進事業

この事業は、長期的視点から環境保全と農業の持続的再生産を可能とする環境保全型農業を推進する体制整備を進めるために必要な各種事業を実施するものとする。

(カ) 水田営農推進事業

この事業は、新生産調整推進対策の趣旨に沿って、生産調整への取組の推進、効率的な水田営農等の実現を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

表1 予算額

	9年度
農業経営育成対策事業	194億円
地域農業生産再編特別対策事業	82億円
りんごわい化栽培等緊急推進対策事業	20億円
生産高度化基礎条件整備推進対策事業	27億円
環境保全型農業総合推進事業	11億円
水田営農推進事業	35億円
推進指導	6億円
合計	375億円

第2節 新生産調整推進対策

1 新生産調整推進対策

(1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策(46~50年度)、水田総合利用対策(51, 52年度)、水田利用再編対策(53~61年度)、水田農業確立対策(62~平成4年度)、水田営農活性化対策(5~7年度)に続いて、8年度から新生産調整推進対策を実施している。

(2) 新生産調整推進対策の概要

ア 趣旨

生産調整は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号、以下「食糧法」という。)において、米穀の需給の均衡を図るための重要な手段として位置付けられたところである。

同時に、食糧法下の生産調整は、その実施に当たって、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化、生産者の主体的取組等を重視するという同法の理念を踏まえ、生産者・地域の自主性が尊重されなければならない。

また、生産調整の実施に当たっては、「新政策」で提示された望ましい農業構造及び農業経営の実現にも資するよう配慮する必要がある。

以上の観点から、以下に重点を置いてその推進を図るものとする。

(ア) 生産調整の実効性の確保

(イ) 生産者・地域の自主性の尊重

(ウ) 望ましい営農の実現

(イ) 生産調整対象水田面積等

(ア) 生産調整対象水田面積の決定の原則

a 生産調整対象水田面積は、需給の均衡を図ることを基本とし、営農の安定にも配慮して、8年度からの3年間の需給見通しに基づき定める。ただし、作柄により備蓄量の大幅な増減が生じ円滑な備蓄運営に支障が生ずる場合、自主流通米の需給及び価格に大幅な変動がみられる場合等には、所要の見直しを行うこととする。

b ミニマム・アクセス米の導入に伴う生産調整の強化は行わないとの閣議了解を着実に実行する。

c 米の潜在生産力の点でより実態にあったものとともに、市町村の確認事務の軽減を図るため、稲作への復帰が見込まれない土地は水稻潜在作付面積から除外する。

d 9年度の生産調整対象水田面積は、673千haとする。これは、水田営農活性化対策ベースでは、8年度と同様の787千haとなるが、この面積からcにより水稻潜在作付面積から除外される面積及び加工用米生産面積として生産調整対象水田面積の算定に当たって除外される面積(各々76千ha, 38千haと見込む。)を控除したものが生産調整対象水田面積となる。

(イ) 農業者別の生産調整対象水田面積の決定

a 農業者別の生産調整対象水田面積は、食糧法に基づき、基本計画に定める米穀の生産目標を基礎とし、国から都道府県、市町村、農業者の順に決定し、通知する。

b aの決定手続に先立ち、全体需給の調整を図る観点から、都道府県、市町村の順に行政機関及び農業団体等が、あらかじめ生産調整対象水田面積のガイドラインとなる数値を提示する。

市町村段階では、農業者・地域の自主性の尊重の観点から、ガイドラインを踏まえて策定した生産調整の実施方針を農業者に提示しつつその希望を聴くとともに、とも補償事業や地域間調整活動等を行うことにより、農業者の意向が極力反映されるよう十分な調整を行った上で検討する。

ウ 生産調整の手法

農業者が生産調整に取り組みやすく、かつ、需給動向に機動的に対応し得るよう、従来の手法に加えて以下の措置を講じ、生産調整手法の多様化を図る。

- a 調整水田の手法を活用する。
- b 景観形成、国土環境保全等水田の多面的機能に着目した手法を拡大する。
- c 自己保全管理について、地域限定要件を廃止す

る。

d 直播及びいわゆる有機栽培について減収を伴う場合に、減収分を生産調整として評価する手法の試験的導入を行う。

エ 生産調整助成金

(ア) 生産調整の円滑な実施を図るために、生産調整助成金（とも補償事業を支援する補助金を含む。）を交付

表2 助成の種類及び内容

種類	内 容
(1) 高度水田営農推進助成	規模の大きな経営や生産組織による転作と水稻作を組み合わせた望ましい営農の推進を図るための助成
(2) 水田営農確立助成	
ア 規模拡大型	転作田を含めた水田の利用権の設定等により中核農家等の規模拡大を図るための助成
イ 生産組織型	中核農家等を中心に組織される生産組織による稻作及び転作の組織化を図るための助成
ウ 団地形成型	転作田の団地化を進めるための助成
エ 畜産複合型	有畜農家と結びついた計画的な飼料作物転作を進めるための助成
オ 產地形成型	農業協同組合を中心に転作作物による產地形成を図るための助成
カ 定着性転作型	果樹、転換畑、林地等定着型転作の拡大を図るための助成
キ 特認型	知事が地域の実情に応じて要件等を定める助成
(3) 地域集約・複合型転作推進助成	中山間地域等における望ましい転作営農を計画的に推進するための助成
(4) 特定転作推進助成	特定の転作等の推進を図るための助成
(5) 計画推進助成	対策の推進に伴う計画の策定等を円滑に推進するための助成

表3 新生産調整推進助成補助金等の体系と水準

(単価：千円／10a)

助成の種類	転作		多面的機能水田	調整水田	趣旨
	一般作物 永年性作物等	特例作物			
高度水田営農推進助成					
先進型	23	2	—	—	規模の大きな経営や生産組織による転作と水稻作を組み合わせた望ましい営農の推進
育成型	16	2	—	—	
水田営農確立助成					
団地形成型	12	2	—	—	連担団地化、生産の組織化、転作作物の產地形成等の推進
生産組織型					
規模拡大型					
畜産複合型					
產地形成型					
定着性転作型	12	—	—	—	果樹、転換畑、林地等定着型転作営農の推進
都道府県特認型	10	2	—	—	地域の実情に即した転作の定着化
地域集約・複合型転作推進助成	10	10	—	—	中山間地域等における望ましい転作営農の計画的推進
特定転作推進助成	3	—	3	3	土地利用型作物等への転換の推進
計画推進助成	4	4	4	4	転作の推進に伴う計画策定等の円滑な推進
地域調整推進事業による助成	20・12	20・12	20・12	12	農協等が実施するとも補償事業への支援

注 (1) 特例作物は、野菜、たばこ及びこんにゃくである。

(2) 永年性作物等転作については、一定期間に限り交付する。

(3) 地域調整推進事業による助成については、とも補償参加農家率が4分の3以上の場合は20千円又は12千円、3分の2以上の場合は12千円とする。

(4) 水田預託（保全管理）、土地改良通年施行及び自己保全管理については、計画推進助成4千円／10aを交付する。ただし、自己保全管理については、市街化区域等では実積算入とする。

する。

(イ) 助成金の体系については、生産調整の達成による米需給均衡及び農業者の主体的取組の促進の視点に加え、生産性の高い経営体の育成、団地化、産地形成、転作作物定着化等望ましい営農の実現の視点に重点を置く。

(ウ) 助成金の体系と水準は、表2、3のとおりとする。

オ とも補償事業等

(ア) 多くの農業者が生産調整に参加し、その意向を尊重しつつ生産調整の実効性を確保するためには、生産調整の実施に伴う経済的不利益を農業者が相互に補償し合うとも補償の実施が重要であることにかんがみ、生産者団体が実施するととも補償事業を支援する。

(イ) また、同様の観点から、とも補償事業を活用する等により生産者団体が市町村間・都道府県間で生産調整対象水田面積のガイドラインに係る調整を行う地域間調整の活動の推進を図る。

(3) 9年度における新生産調整推進対策の実施状況

ア 9年度における新生産調整推進対策の生産調整実施面積は、水田営農活性化対策ベースで798千haであり、102%の実施率となっている。

イ 生産調整実施面積798千haのうち、転作が455千haで全体の約7割を占めており、このほか、調整水田58千ha、水田預託8千ha、多面的機能水田5千ha、自己保全管理47千ha、土地改良通年施行7千ha及び実績算入218千haとなっている。

ウ 主要な転作作物については、飼料作物(102千ha)、麦(54千ha)、大豆(48千ha)及び野菜(132千ha)の4作物で、転作実施面積全体の約7割を占めている。

第3節 農産物の生産対策等

1 種子対策等

(1) 種子対策

主要農作物(稻、麦及び大豆)の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定供給を図ることが重要である。

このため、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)に基づき都道府県が実施する①普及すべき優良品種を決定するための調査、②原原種・原種ほの設置、③優良種子の品質確保を図るために行うほ場審査及び生産物審査、④優良な種子の生産及び普及のために種子生産者団体等に対して行う助言及び指導等に要する経費に対して補助するとともに、⑤奨励品種決定調査の

効率化及び精度の向上、原原種・原種の生産近代化及び隔年生産や冷害等に対応した備蓄体制の整備のための機械・施設等の導入、⑥主要農作物の優良新品種の早期普及を図るための特別増殖ほの設置等を行う採種管理等事業を実施した。

また、消費者のニーズに即した新しい形質を有する品種の奨励品種決定の迅速化・的確化のための品種特性データベースの整備と品質特性評価システムを確立するための事業を実施した。

なお、農業生産体制強化総合推進対策においては、高能率な種子生産団地を育成するための主要農作物等種子生産条件整備事業を実施した。

(予算額 2億7,078万円)

(2) そば生産振興対策

優良な国産そばの生産拡大と需給の安定を図るため、生産体制の確立推進、高単収栽培実証ほの設置、そば産地のブランド化推進等を実施した。

(予算額 2,476万円)

(3) 農業生産再編対応技術実用化促進事業

研究開発者及び農業経営、機械、栽培等の専門家からなる実用化委員会及び分科会を設け、その指導・助言の下に、土地利用型大規模農業経営に適応する技術システムの実用化及び異業種・異分野で研究開発された技術の農業生産現場への適応検証等新技術の実用化を促進するため、次の事業を実施した。

①水管理予測自動制御技術に施肥及び防除技術を付加した技術システムの実用化、②近赤外線吸光分析技術による総合分析・診断システム及び簡易携帯型測定機器の実用化、③農業生産の効率化、付加価値の向上及び新規用途開発に有効な異業種・異分野技術の収集調査・現地実証・利用マニュアル策定、④有機農産物等の生産・出荷に関する標準的管理方式の策定、⑤モチ性小麦の栽培技術の実証及びブレンド技術の実用化、⑥秋播麦の作期前進化、春播小麦の根雪前播種等麦の作期前進化体系の実用化、⑦さとうきびハーベスター収穫原料からの効率的なトラッシュ分離システムの開発・実用化

(予算額 1億3,396万円)

(4) 新作物等生産振興対策

転作の円滑な推進及び農業生産の安定的拡大を図るため、ハトムギ等新作物の優良種子確保体制の整備及び契約栽培の推進による生産の拡大と流通体制の整備等を実施した。

(予算額 1,409万円)

2 米生産対策

(1) 生産動向

9年産水稻の作付面積は1,944千haと前年に比べて23千ha減少した。また、収穫量は10,004千tと324千t減少した。

作柄は、北海道及び東北では、田植期以降の一時的な低温・日照不足のため、穗数が少ないしや少であったものの、登熟は良好であったこと、北陸では、6月中旬から7月上旬にかけての高温等により、穗数がやや少であったものの登熟は良好であったこと、関東以西では田植期以降の天候に恵まれたことから、作況指数102の「やや良」、10a当たりの収量は515kgとなった。

(2) 生産対策

最近の米を巡る情勢の変化に対応して、共同利用機械・施設等の整備により担い手を中心とする効率的な地域農業生産システムを構築するとともに、生育・土壤診断情報、食味成分分析情報等を活用した営農管理の情報化、並びに米のばら出荷等に係る産地側の流通基盤を整備することにより、消費者ニーズに即した良質米の安定的な生産・流通体制の確立を推進した。また、集落等を単位とした地域営農の高度化を図り、経営育成の加速化を推進した。

また、経営体の飛躍的な規模拡大に資する直播栽培技術を基幹技術として、レーザー均平化技術等の大区画ほ場対応型先進技術との組み合わせによる新しい稻作技術体系の確立・普及を推進した。

さらに、中山間地域等の条件不利地域の稻作について、気温の日較差等立地条件を活用した多様な米作りを推進するとともに、産地における精米・もち加工等により、高付加価値型米作りを推進した。

加えて、国産米に対する多様なニーズに対応し、最近開発された新品種・系統や多様な栽培技術等を活用した特色ある米作りを推進するとともに、大規模農業確立のために不可欠な肥培管理自動制御システムの実用化を促進した。

(予算額 158億0,201万円)

3 麦生産振興対策

(1) 生産動向

48年産で15万4,800haまで減少した麦の作付面積は、49年度からの麦生産振興対策の強化、53年度からの水田利用再編対策における特定作物への指定等により、元年産では39万6,700haにまで回復した。その後、早期水稻との作期競合、作柄不良等による収益性の低

下、転作等目標面積の緩和等により、2年産以降減少してきたが、8年産では前年比約3%増、9年産はほぼ前年並みの21万4,900haとなった。生産量については、二条大麦、裸麦は单収が前年を大幅に下回ったものの、小麦は单収が、六条大麦は作付面積がそれぞれ前年を大幅に上回ったこと等により全国4麦計では対前年5万4,900t増の76万6,200tとなっている。

(2) 生産対策

麦は、合理的な輪作体系の確立、水田農業の確立等我が国の土地利用型農業の健全な発展を図る上で重要な作物であるが、近年、大幅な内外価格差の存在、実需サイドからの品質の高位安定化・物流の合理化に対する要請が強まっており、生産性の向上、品質・物流の改善が基本的な課題となっている。

このため、農業生産体制強化総合推進対策のうち農業経営育成対策事業において、土地利用型農作物の生産性向上を実現するため、担い手を中心とする効率的生産単位の形成の促進、基幹施設の整備、営農用機械の導入等の各種対策を集中的・計画的に行った。また麦主産地形成特別事業において、麦作重点振興地域を認定し、地域内の麦作改善に必要な濃密指導、条件整備を実施するとともに、麦生産の組織化、期間借地による規模拡大を推進した。さらに、高付加価値型農業等育成事業において、ASW(豪州産小麦の銘柄)に匹敵する国内産麦銘柄を確立するための産地体制の整備、地ビール醸造、中華麺・パン製造等の産地加工体制の整備を推進した。

この他、新品種の円滑な普及を図るため、麦品質評価システム整備事業において、実需者、生産者、研究者等が一体となって、品種育成の後期段階からの品質評価、既存品種の品質低下の防止策の検討を行った。
(予算額 154億7,261万円)

4 大豆生産振興対策等

(1) 生産動向

大豆の作付面積は、近年、減少傾向にあったが、7年以降、生産調整対象水田面積の増加等により拡大基調にあり、9年産では8万3,200haとなっている。

また、生産量は单収の伸び悩みと作付面積の減少により62年産以降減少基調にあり、特に2~6年産については、作柄が悪く、大幅に減少した。しかし、7年以降、作付面積の増加に伴い拡大基調に転じ、9年産については、10a当たり収量174kg、生産量14万4,600tとなつた。

(2) 生産振興対策

農業生産体制強化総合推進対策において、大豆生産

に本格的に取り組む主産地の形成を図るため、推進指導体制の再構築、良質・安定多収技術マニュアルの作成、新栽培技術のモデル実証、組織経営体の育成、ロットの広域集約化等を行うとともに、共同利用機械・施設の整備等の生産・流通・加工に係る条件整備を総合的、集中的に実施した。

また、地域条件を活かした黒大豆等の特定用途大豆について、需要者との密接な連携の下に産地形成を図るため、生産条件の整備等に対して助成を行った。

(予算額 10億4,323万円の一部)

(3) 大豆なたね交付金

大豆なたね交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）の運営は次のとおりである。

ア 8年産大豆

8年7月15日に全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）及び8年7月12日に全国主食集荷協同組合連合会（以下「全集連」という。）からそれぞれ提出された、8年産大豆の調整販売計画等及び交付金の交付の方法について、これを承認し、12月25日付け農林水産省告示第1969号をもって公表した。

基準価格（銘柄区分IIの2等、60kg当たり）を14,218円と決定し、8年10月18日付け農林水産省告示第1649号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事業等実績報告書の確認を行い、9年11月7日両団体に対し表4のとおり交付金を交付した。

イ 9年産なたね

9年4月15日に全農及び9年4月14日に全集連からそれぞれ提出された9年産なたねの調整販売計画等及び交付金の交付の方法については、これを承認し、9年6月4日付け農林水産省告示第923号をもって公表した。

基準価格（60kg当たり）11,528円と決定し、9年6月10日付け農林水産省告示第937号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事業等実績報告書の確認を行い、10年2月19日に両団体に対し表4のとおり交付金を交付した。

表4

	大豆	なたね	単位
交付対象数量	55,841	815	t
基準価格	14,605	11,528	円/60kg
販売価格	11,033	5,111	円/60kg
流通経費	1,545	819	円/60kg
標準販売価格	9,488	4,292	円/60kg
交付金単価	5,117	7,236	円/60kg
交付金額	4,763,004	98,348	千円

5 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給度の向上に資するため、甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、60年以降、北海道農業関係団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、9年産の作付面積計6万8,500ha（前年比98%）であった。

10a当たり収量は、移植期の風害、その後の低温、日照不足等の影響はあったものの8月下旬からの収穫期にかけて天候に恵まれ、また病害虫による被害もほとんどなかったことから、5.4t（同115%）と高い水準になり、生産量は369万t、根中糖分は17.6%であった。

さとうきびの生産は、農業従事者の高齢化や他作物への転換等により、近年、減少傾向にあり、9年産の収穫面積は2万2,500ha（同95%）となった。

10a当たり収量は、一部地域で伸長最盛期に台風第13号及び第19号の影響から被害があったものの、鹿児島県、沖縄県ともに概ね天候に恵まれたことから生育が良好であったため、鹿児島県では6.3t（同110%）、沖縄県では6.5t（同125%）となり、両県平均では6.4t（同119%）となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道の畑作農業において輪作体系上の基幹作物であり、生産の合理化、品質の向上を図る必要がある。このため、9年度は次の事業を実施した。

ア 農業生産体制強化総合推進対策において、生産の省力化を図るために集団営農用機械の導入、作業効率の向上を図るために小規模土地基盤の整備、オートプランター・直播栽培等の新技術の確立・実証の推進について助成を行った。

(予算額 39億1,254万円の一部)

イ 甘味資源作物の生産改善と技術の普及に資するため、甘味資源生産振興事業において栽培技術等検討会の開催、国産優良品種の原原種及び原種の生産、国際共同育成品種の栽培技術確立のための調査等を行った。

(予算額 2,488万円)

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県農業の基幹作物として極めて重要な作物であり、その生産振興にあたっては、生産性及び品質の向上、担い手を中心とする効率的、安定的なさとうきび産地を育成していくことが重要である。このため、9年度は次の事業を実施した。

ア 農業生産体制強化総合推進対策において、担い手を中心とする効率的なさとうきび生産出荷体制の実現に向けた総合的な検討、濃密的な指導を行うとともに、ハーベスターの導入、共同利用施設の整備等について助成を行った。

また、バガス等の堆肥化による高品質・安定的なさとうきび産地づくりに必要な共同利用施設の整備等について助成を行った。

(予算額 12億551万円)

イ 早熟・高糖・多収性品種を中心とした優良種苗の増殖・普及のため、原種ほの設置に対する助成を行った。

(予算額 3,521万円)

ウ ハーベスターによる収穫作業機械化を一層推進していくために不可欠なトラッシュ除去装置の開発・実用化を行う事業を実施した。

(予算額 1,294万円)

6 特産農作物の生産振興対策

いも類、豆類、工芸作物等の特産農作物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されていること、また、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により関税化した畑作物については、中長期的に見た関税化による国内農業への影響に対処することが重要である。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

9年産甘しょの作付面積は、前年より1,000ha(2%)減少して4万6,500haとなった。10a当たり収量は2,430kg(作況指数106)であり、生産量は前年比2%増の113万tとなった。

また、馬鈴しょの作付面積は、前年同の10万3,000ha

となった。生産量については、北海道での天候が概ね順調に経過したことから、北海道産は262万t(10a当たり収量4,040kg)、都府県産の春植72万t(同2,090kg)、同秋植5万1千t(同1,470kg)であり、この結果、全国の生産量は前年より31万t(10%)増加し339万5千tとなつた。

イ 雜豆・落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であつて、大豆、落花生及び綠豆は除かれる。このうち小豆の9年産の作付面積は4万9,000ha(前年比1%増)、いんげんは1万6,300ha(同14%減)であった。

生産量については、小豆が低温・日照不足で7万2,100t(同18%減)、いんげんは天候に恵まれたことから10a当たり収量が増加し3万2,600t(同0%)となつた。

落花生は、作付面積が1万2,400ha(同5%)とやや減少したもの、概ね天候に恵まれたことから作況指数が110となり、生産量は3万400t(同3%増)と増加した。

ウ 茶

9年の茶栽培面積は、前年に比べ900ha減の5万1,800haとなった。荒茶生産量は、天候が順調に推移したため生産が増加し、9年産は9万1,200t(前年比3%増)となつた。茶の輸出は580t(前年比17%増)で、うち綠茶が499t(同17%増)であった。一方、輸入は5万2,277t(同8%増)で、うち紅茶が1万9,783t(同19%増)、その他の茶が2万1,186t(同1%増)、綠茶が1万1,307t(同4%増)であった。

エ その他の特産農産物

その他の特産農産物の生産量は、いぐさが6万900t(同1%減)、こんにゃく芋は、主産県(群馬県、栃木県、福島県)で9万1,550t(同12%増)、ホップが763t(同11%減)であった。

(2) 特産農産物の生産流通対策

ア 高付加価値型農業等育成事業(地域特産物产地育成型)

茶、こんにゃく芋、ホップ、葉たばこ、薬用作物、香料作物、いも類、雑豆類等については、健康、安全性、高品質、本物志向等需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産流通体制の整備による生産基盤の強化、新規需要の発掘とその供給体制の整備及び生産技術先進モデル地区の設置と先進技術導入のための条件整備等を実施した。

(予算額 10億7,493万円)

イ 地域特産作物発掘・導入促進事業

規模拡大を図る上で制約の多い条件不利地域におい

て、収益性の高い複合経営を確立するため、地元の創意工夫を生かし、立地条件を活用した新たな作物の発掘・導入、栽培技術の確立、市場の調査、生産条件の整備等を実施した。

(予算額 3億3,517万円)

ウ その他の特産農作物の生産流通対策

いについては、需要動向に見合った計画的な生産と需要の拡大を図る等需給安定対策を行うい・い製品需給安定対策事業を実施した。

(予算額 849万円)

茶については、計画的な生産と消費の拡大を図る等需給安定対策を行う茶生産流通安定対策事業を実施した。

(予算額 1,685万円)

こんにゃく芋については、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として、こんにゃく芋の計画生産体制を確立するとともに、省力化・高付加価値化による経営体质の強化を図る特定畑作物生産再編事業（こんにゃく芋分）を実施した。

(予算額 9,842万円)

このほか、ハーブ等の生活にうるおいを与える特産農産物について、生産や利活用法等に関する情報を整備し、産地と実需者等との連携体制作りを進め、需要の拡大等を図るハーブ等特産農作物情報推進事業を実施した。

(予算額 925万円)

(3) UR関連畑作物対策

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により関税化した雑豆、落花生、こんにゃく芋及びでん粉について、関税化による国内農業への影響に対処するため、関税化した畑作物の消費動向の調査、消費宣伝、新規用途の開発・普及によって需要確保を図るとともに、でん粉原料用いも類の加工食品用等への用途転換、雑豆・落花生及びこんにゃく芋の需給動向調査等を実施した。

(予算額 5,618万円)

(別に既存資金からの充当額 9,990万円)

7 果樹農業振興対策

(1) 果樹の生産対策

ア 果樹生産の動向

9年の果樹栽培面積は30万1,200haとなり前年に比べ6,600ha減少した。種類別にみると、西洋なし(80ha増)、とうとう(70ha増)等では増加したもの、うんしゅうみかん(2,000ha減)、くり(1,100ha減)等では減少した。

9年産の主要果実の収穫量（農林水産統計速報）は440万7,400tとなり、前年産に比べて66万1,400t増加した。これは、冬期以降、おおむね天候に恵まれて果実の着果、肥大とも良好であったこと等によるものである。種類別には、うんしゅうみかん(40万t増)、りんご(9万3,900t増)、かき(6万700t増)、うめ(3万3,900t増)等で増加し、一方、キウイフルーツ(4,800t減)、パインアップル(4,100t減)等では減少した。

イ 果樹の生産に関する施策

(ア) 果樹農業を適切な方向に誘導して長期的な需給安定を図るため、17年度を目標年度とする「果樹農業振興基本方針」に基づき、農業生産体制強化総合推進対策において、次の諸対策を総合的に実施した。

a 常緑果樹、落葉果樹及びパインアップルについて、担い手を核としたシステム化計画に沿って、高品質・省力生産・流通促進のための高能率園地の整備、流通施設の整備、労働力の調整・作業の外部化等支援体制の整備及び情報活用体制の整備を行った。

b モデル地区において、果樹の低樹高省力化技術体系の実証、経営の診断等を行い、省力化のための革新的技術の導入・普及を行った。

c 生産流通方式の高度化のために、補完的に必要な条件整備を機動的に行い、経営体育成の加速化を図った。

d 地域の特性を生かし、新品種の定着促進、完熟果実等の特産果実、品質分析・追熟・予冷等の活用による高品質果実、葉とらずりんご等の手ごろな果実といった多様な果実の生産流通を促進するため、技術実証、施設整備等を推進した。

e 国際化に対応し、果樹栽培の省力化・高品質化を進め、生産条件の改善を緊急に推進するため、UR関連果樹対策として、りんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等を実施した。

f 果樹の優良健全種苗供給体制を整備するため、ウイルス無毒種苗増殖用施設、大苗育苗施設及び優良わい性台木増殖施設の整備を実施した。

(予算額 66億1,444万円)

イ 果樹産地機能増進事業

果樹産地の持つ特色ある機能を活用して、生産条件の整備に加え、都市消費者との交流促進、高齢者の生きがい作り等の対策を実施した。

(予算額 13億3,000万円)

(ウ) 農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち「果樹栽培合理化資金」の貸付けを行った。

(貸付実績 4億5,789万円)

ウ 果樹農業研修所

果樹農業の近代化を推進するための中核的役割を果たす農業者を育成することを目的とし、集団化された果樹園において果樹栽培の機械化に関する諸技術を一連の機械化栽培体系として組み立て、検証するとともに、果樹農家の後継者等を対象にこれら諸技術の実務研修を実施した。

(予算額 1億8,137万円)

(2) 果実の流通合理化対策

果実の需要の動向に即応した安定的な生産及び出荷の推進並びに流通合理化を図るために、年間の需給見通し、生産出荷の安定等に関する事項について、関係者を集め協議を行った。

果実の集出荷の合理化を図るため、集出荷施設、低温貯蔵施設等を設置することにより、果樹産地の整備と価格の安定を図った。

(3) 果実の加工対策

果実加工業において、近年の国際化に対応するため、UR関連果樹対策として果汁製造工場の再編整備等を実施した。

また、需給調整機能の回復・強化を図るため、生果の高品質果汁等への加工仕向を促進した。

加工原料用果実価格安定対策等を通じて原料の契約取引の推進、供給の円滑化等原料の需給安定に努めた。

(4) 果実の価格安定対策等

果実の生産出荷の安定化を図るために、計画生産出荷の促進、加工促進等の需給安定対策等を強力に推進するための資金を(財)中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成した。

(ア) 特定果実等計画生産出荷促進事業

9年産うんしゅうみかん・中晩かん及び落葉果実については、当初、生産量と需要量の著しい不均衡が見込まれなかったため、事業は実施されなかった。

(予算額 5億2,148万円)

(イ) 果樹改植農家経営維持安定資金利子補給事業

うんしゅうみかん等の改植・高接実施農家が借り入れた経営安定資金について利子負担の軽減措置を講じた。

(予算額 2,697万円)

(ウ) 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実(缶詰原料用うんしゅうみかん)の価格安定を図るために、9年度及び10年度分についての資金を造成した。

(予算額 4億3,560万円)

(エ) 果汁消費促進特別対策事業

果汁消費の安定的拡大を図るために、小・中学校等へうんしゅうみかん果汁の供給を行った農業者団体に対

し、補助金を交付した。

(予算額 3億6,670万円)

(オ) 果樹栽培管理機械開発事業

果樹栽培における総合的な機械化体系を確立するため、中央果実基金が生物系特定産業技術研究推進機構に委託し、各種作業機械の開発を行った。

(予算額 2,571万円)

(カ) 果実加工品調整保管事業

うんしゅうみかんを果実製品に加工し、調整保管を実施する事業に要する経費の造成(2か年分割造成の1年目)を行った。

(予算額 3億1,045万円)

(キ) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴い、国内果樹農業の体质強化と需給の安定を図るために、UR関連果樹対策として、みかん等園地の転換、果樹生産農家への利子補給、需給調整対策、消費拡大対策、輸出振興対策等を実施することとし、必要な資金の造成及び事業を行った。

(予算額 3億6,850万円)

(5) 果実等の消費拡大対策

UR関連果樹対策の一環として、かんきつ、りんご、ぶどう等の消費拡大を積極的に進めため、みかん及びりんごのイベント開催、店頭販売促進、テレビCM等を実施するとともに、果実の輸出振興のため、輸出体制の整備、市場調査、輸送試験及び海外における消費宣伝活動を実施した。また、国産みかん果汁の消費拡大を積極的に進めため、各種メディアを利用した消費宣伝活動を実施した。

(6) 果実及び果実加工品の輸出入

ア 輸出の動向

9年の生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかんがカナダ向けを中心に4,607t、なしが香港、シンガポール向けを中心に6,100t、りんごがタイ、台湾を中心に4,568t、かきがタイ、香港を中心に3,132t輸出された。

果実加工品の輸出のうち、みかん缶詰については、前年を大幅に下回る44tとなり、果汁を含有する飲料は、前年比5%減の458kLが輸出された。

イ 輸入の動向

9年の生鮮果実の輸入量は、バナナが89万t、グレープフルーツ、オレンジ、レモン等のかんきつ類が55万t、パインアップルが10万tであった。

果実加工品の輸入のうち果実缶詰の輸入量は、24万4千tで、品目別には、パインアップル缶詰が5万5千t、もも缶詰が5万6千t、ミックスドフルーツ缶詰が1万3千tであった。

果汁の輸入量は、前年比11%減の19万kL(濃度不明)

で、品目別にはオレンジが8万kl、りんごが5万6千kl、グレープフルーツが1万6千kl、ぶどうが1万6千kl、パインアップルが4千klであった。

8 花きの生産普及対策

(1) 花き生産状況

8年産の花きの生産状況は表5のとおりである。

表5 8年産の花きの生産状況

切花類	作付面積(ha)	出荷数量	生産額(億円)	前年比(%)		
				前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)
鉢もの	1,970	263,100(千鉢)	1,249	102	103	101
花壇用苗もの	964	409,200(千鉢)	215	105	107	105
花木類	14,715	194,528(千本)	1,601	118	121	123
球根類	1,160	353,600(千球)	60	98	110	95
芝	9,264	6,196(ha)	158	100	96	92
地被植物類	151	64,810(千鉢)	63	88	76	91
合計	47,624		6,265	117	108	119
	98		101			

(2) 花き需給安定推進

花きの需要の拡大に対応して、産地における生産及び出荷事情の調査、花き市場の流通調査、消費の実態調査をはじめ、花きの需給調整のための基礎資料の整備等需給安定対策の推進を図った。また、花き生産の先端技術や新流通システム、新需要に関する調査分析を行った。

(予算額 2,601万円)

(3) 花き生産流通対策

(ア) 最近の花きの需要動向に対応し、花きの生産及び流通の高度化による高品質で低コストな花きの安定的供給を推進するため、広域生産・出荷システムの確立、周年供給を目的とした連携産地の育成等を図るとともに、新品種の導入、新栽培技術の普及、花きの啓蒙・普及等を行う拠点的施設の整備を行った。

また、地域の立地条件を活かしたカジュアルフラワーの生産の推進、中山間地域の自然条件等を活用した多様な花き生産の推進など特色のある花き産地の育成を行った。

(予算額 9億9,818万円)

(イ) 農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち、「花き生産高度化資金」の貸付けを行った。

(貸付実績 7億3,886万円)

(4) 花き普及促進対策

花きを活用した潤いのある豊かな社会の実現と花き産業の振興に資するため、全国的な花きの普及啓発活動、地域に密着した花き普及実践活動の推進、産地・消費地交流活動の実施、花のある生活実践モデル地域の認定・支援及び普及リーダーの育成を進めるとともに、カジュアルフラワーの本格的な普及に向け、安定的な流通・販売ルートの確立を図るための調査・検討を行った。

また、4年6月に成立した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき、商業的に繁殖できる希少植物種の適正な生産・流通に係る啓発普及活動等を実施した。
(予算額 4,843万円)

9 野菜生産対策

(1) 野菜生産の動向

野菜の作付面積は、昭和50年代においては概ね増加傾向で推移してきたが、はくさい等重量野菜を中心とした需給の緩和、生産農家の高齢化、機械化・省力化の立ち後れ等から近年減少傾向に転じ、9年には46万9,800haとなった。(表6)

野菜の収穫量は、1,328万tで前年産に比べて29万8千tの減少、出荷量は1,069万tで前年産に比べて23万8千t減少した。(表7)

表6 野菜の作付面積の動向

区分／年次	平成7年	8	9(速報値)
作付面積	483,800ha	476,400ha	469,800ha

資料：統計情報部「野菜生産出荷統計」

(注) ばれいしょを除く。

表7 主要28品目の野菜の収穫量及び出荷量の動向

区分／年次	平成7年産	8	9(速報値)
収穫量	13,550,000t	13,578,000t	13,280,000t
(対前年比)	(100.6%)	(100.2%)	(97.8%)
出荷量	10,945,000t	10,929,000t	10,691,000t
(対前年比)	(101.0%)	(99.9%)	(97.8%)

資料：統計情報部「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表8の品目欄に掲げる野菜である。

平成9年産の作付面積、収穫量及び出荷量を類別にみると次のとおりである。(表8)

ア 根菜類

作付面積は、前年産に比べて4%減少したのは、だいこん、にんじん等が市場価格の低迷や生産者の労働力不足等により減少したためである。

収穫量は前年産に比べ3%減少したのは、だいこん及びにんじんが作付面積の減少により、それぞれ減少

表8 平成9年産主要野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	10a当たり収量	対前年比	単位		(参考)
							作付面積:ha	収穫量・出荷量:t	
							対前年比・平均収量対比:%	10a当たり平均収量対比	
根菜類	469,800	13,280,000	10,691,000	98	—	100	100	100	—
根菜類	126,700	3,679,000	2,796,000	96	—	97	96	—	—
だいこん	49,800	2,020,000	1,487,000	96	99	95	93	101	101
かぶ	6,690	195,100	151,200	99	101	100	100	104	104
にんじん	23,200	714,800	614,500	95	102	97	97	104	104
ごぼう	12,100	227,100	183,900	91	100	92	92	104	104
れんこん	4,920	68,100	53,300	94	100	97	96	103	103
さといも	21,400	269,900	163,900	97	109	106	110	109	109
やまいも	8,740	183,400	142,000	100	108	108	107	111	111
葉茎菜類	140,200	4,775,000	3,870,000	98	—	98	98	—	—
はくさい	24,400	1,135,000	841,000	97	101	98	98	104	104
キャベツ	37,900	1,504,000	1,276,000	97	101	98	99	102	102
ほうれんそう	26,100	330,900	260,700	98	94	92	91
ねたまねぎ	24,700	549,300	420,400	100	101	100	101	102	102
たまねぎ	27,200	1,256,000	1,071,000	100	100	100	100	101	101
果菜類	65,400	2,465,000	2,013,000	100	—	99	99	—	—
なす	14,000	474,900	344,200	98	101	99	100	105	105
トマト	13,700	779,800	681,900	99	99	98	98	104	104
きゅうり	16,400	797,700	667,300	97	100	97	97	103	103
かぼちゃ	17,100	244,700	175,900	107	98	104	104	97	97
ピーマン	4,230	168,200	144,100	99	102	101	102	105	105
豆類等	60,000	494,700	348,200	100	—	102	101	—	—
さやえんどう	6,230	41,100	26,500	95	103	97	98	101	101
えだまめ	12,800	79,700	51,600	100	98	98	97	96	96
さやいんげん	9,340	71,300	44,100	96	98	94	94	102	102
未成熟トウモロコシ	31,600	302,500	226,000	102	104	106	104	99	99
果実的野菜	42,000	1,173,000	1,035,000	97	—	97	97	—	—
いちご	7,800	200,000	181,500	97	99	96	96	108	108
すいか	18,500	613,900	526,500	98	99	97	97	101	101
メロン	14,400	318,700	287,800	96	102	98	97	102	102
メロン	1,370	40,600	39,500	102	99	101	101	100	100
洋菜類	31,900	693,700	628,700	97	—	97	100	—	—
レタス	21,400	532,700	490,300	97	101	97	101	105	105
セルリ	726	38,600	36,400	98	99	98	98	102	102
カリフラワー	1,950	37,800	30,500	96	102	98	98	103	103
ブロッコリー	7,880	84,700	71,400	98	102	100	99	107	107

資料：平成9年産野菜の作付面積、収穫量及び出荷量（速報）（農林水産省統計情報部）

したためである。

イ 葉茎菜類

作付面積は、前年産に比べて2%減少したのは、ねぎ及びたまねぎが横ばいであったものの、はくさい、キャベツ及びほうれんそうが前年産の市場価格が低迷したことや生産者の労働力不足等により、2~3%減少したためである。

収穫量は前年産に比べて2%減少した。ほうれんそうが関東地方で1月の降雪の影響による生育不良等から減少し、はくさい及びキャベツが作付面積の減少に

より、それぞれ2%減少したためである。

ウ 果菜類

作付面積は、前年産並みの6万5,400haであった。収穫量は、前年産に比べて1%減少した。これは、かぼちゃの作付面積の増加により4%増加し、ピーマンがおおむね生育が順調であったことから1%増加したもの、その他の品目が作付面積の減少により1~3%減少したためである。

エ 豆類等

作付面積は前年産並みの6万haであった。

収穫量は前年産に比べて2%増加した。これは、さやえんどう及びさやいんげんが作付面積の減少により3~6%減少したもの、未成熟とうもろこしが作付面積の増加に加えて、生育がおおむね順調であったことから6%増加したためである。

オ 果実的野菜

作付面積は、前年産に比べて3%減少した。これは、温室メロンが他野菜からの転換により2%増加したものの、その他の品目が生産者の労働力不足等により2~4%減少したためである。

収穫量は117万3,000tで、前年産に比べて3%減少したのは、温室メロンが作付面積の増加により1%増加したものの、その他の品目が作付面積の減少により2~4%減少したためである。

カ 洋菜類

作付面積は、3万1,900haで前年産に比べて3%減少したのは、生産者の労働力不足等のためである。

収穫量は、生育がおおむね順調であったものの、作付面積が減少したため、前年産に比べ3%減少した。

(2) 野菜の生産対策

生産農家の高齢化等により野菜の供給力低下が懸念される中で、生鮮野菜が相当量輸入されており、一部の品目では農家経営への影響が深刻化しているほか、施設野菜への影響も懸念されている。また、環境問題への関心の高まりから、園芸用使用済プラスチックの適正処理の推進が大きな課題となっているほか、O157食中毒事故等を契機に、食品の安全性の向上が求められている。こうした中で、野菜の国内供給力を強化するとともに、消費者ニーズに対応しつつ、国産野菜の国際競争力の強化と需要の確保を図るため、農業生産体制強化推進対策事業の一環として以下の事業等を実施するのに要する経費に助成を行った。

(予算額 40億7,800万4千円)

ア 農業経営育成生産システム確立事業

野菜の国内供給力の強化を図るために、育成すべき経営体等を中心とした地域労働力の調整確保、作柄安定化対策等の地域ぐるみの取組を通じ、産地全体として合理的な生産システムの確立を推進するとともに、大規模畑作地帯等において、機械化一貫体系の導入可能な生産性の高い新たな野菜産地を育成するため、推進協議会の開催、技術実証展示・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 10億5,217万6千円)

イ 農業キーテクノロジー等確立実証モデル事業 (野菜実証モデル分)

労働時間の縮減と作業の快適化を図り、効率的・安

定的なゆとりある野菜経営を実現するため、野菜の機械収穫物の流通を含めた機械化一貫体系等の技術を早急に確立・普及することとし、都道府県検討推進会議及び現地推進会議の開催、実証展示ほの設置・運営、小規模土地基盤整備、共同利用施設整備、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 2億2,925万8千円)

ウ 生産流通体制高度化事業

指定野菜・特定野菜の安定供給の確保のため、指定産地の計画的育成、既存指定産地・特定野菜産地の活性化に向け、推進協議会の開催、計画に基づく基幹施設の整備を行うとともに、先進的な施設園芸団地の形成に向け、高度な環境制御や生産行程の自動化、石油代替エネルギーの活用のための各種技術を導入したモデル団地の整備を実施した。

(予算額 4億9,059万4千円)

エ 高付加価値型農業等育成事業

国際化に対応した先導的な施設園芸団地を育成するため、栽培等の高度化装置、共同利用施設等の整備を行うとともに、輸入が急増しているにんにく及びしおの産地の生産体制を強化するため、優良種苗の増殖施設等の整備を実施した。また、中山間地等における立地条件を活用した産地の育成、先進的な流通技術の導入や加工用途に対応した産地の整備を推進するため、産地推進協議会の開催、技術実証展示・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 18億5,578万3千円)

オ 水耕栽培高度衛生管理システム構築指導

水耕栽培野菜の一層の安全性確保を図るために、生産から出荷までの総合的な衛生管理方式の導入に係る調査・検討を行うとともに、HACCP方式を踏まえた衛生管理モデルの作成を実施した。

(予算額 614万7千円)

カ 園芸用プラスチック適正処理推進指導

園芸用使用済プラスチックの適正処理のための仕組みを早急に構築するため、農家ごとの購入、排出状況等のデータベース化等をモデル的に推進するとともに、再生品の用途開発等を実施した。

(予算額 4,878万2千円)

キ 園芸施設設置コスト等低減事業

園芸施設の設置コスト低減等を図るために、地域条件に合致した標準施設仕様の作成、高度環境制御装置の通信・制御規格の標準化の検討等の総合的な対策を推進した。

(予算額 1,800万円)

10 蚕糸生産振興対策

(1) 蚕糸対策

ア 概要

我が国の養蚕は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしてきている。

しかしながら、近年、国内における繭の生産量は養蚕農家の減少、高齢化等により減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。最近では、長期にわたる「着物」離れに加え、バブル経済崩壊後の不況、国際生糸価格の低落、円高の進行等の影響を受け、需要の減退と絹製品の輸入の増加を招いている。

このような需給不況の下で国内の生糸価格は低落し、5年8月末以降、安定基準価格を下回る水準で推移してきた。

このため、5年10月の養蚕・製糸・流通・絹業による相互扶助の精神にたった四者合意を踏まえ、需給実勢に対応しつつ、製糸・絹業の採算性に配慮して、行政価格の引き下げ（安定基準価格 6年4月 10,400→8,400円/kg 対前年比▲19%，7年4月 8,400→7,200円/kg 同比▲14%）を行う一方、養蚕農家の手取りを確保するため6年4月に設定した取引指導繭価についてはこれを維持するとともに、この取引指導繭価での養蚕農家への支払いを支援するため、製糸への助成、製糸業者の操業を確保するための輸入繭の所要量確保など、養蚕・製糸経営の安定化を図るための各種の対策を講じた。

しかしながら、なおも糸価の低落が続いたため、7年6月から8年ぶりの事業団買入れを実施したところ、9月以降糸価は落ち着いたが、製糸業者における繭代金の支払いの遅れや晚秋蚕からの操業停止など繭取引に混乱が生じた。

これを受けて、取引指導繭価については、これを確保するための新たな仕組みを整備するとともに、安定基準価格を8年4月に6,000円/kg、9年4月に5,500円/kgまで引き下げ、養蚕・製糸・絹業の経営の安定を図った。

国境措置については、7年4月からのWTO協定実施に伴い、生糸については蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）による国家貿易は維持するが、事業団による一元輸入制度を見直し、事業団以外の者でも関税相当量に相当する額を支払えば生糸を輸入できることとし、繭については事前確認制から関税割当制度に移行した。なお、行政改革の一環として、

蚕糸砂糖類価格安定事業団及び畜産振興事業団を統合することとし、蚕糸関係業務は新たに8年10月1日に設立された農畜産業振興事業団が引き続き行うことになった。

最近の蚕糸業をめぐる情勢や規制緩和等への要請の高まりを踏まえ、8年8月21日に連立与党農林水産調整会議において、今後の蚕糸制度とその運営の改善方策として、「蚕糸制度等の改善について」がとりまとめられた。これを受け、国産糸売買業務の廃止等を内容とする「繭価格安定法の一部を改正する法律案」及び製糸業の免許制の廃止や生糸検査の任意化等を内容とする「製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案」が第140回通常国会において成立・公布され、10年4月1日に施行されることになった。

イ 8生糸年度における需給事情

8生糸年度（8年6月～9年5月）の生糸需給は、繭生産量3,021t（前年比44%減）、繭輸入量2,168t（同5%減）で、生糸の国内生産量は39,548俵（同19%減）となっており、これに生糸輸入量34,001俵（同12%減）を加えた生糸供給量は73,549俵（同16%減）となった。

一方、需要量は国内生糸引渡数量が75,520俵（同13%減）であったので、生糸の年度末在庫は28,216俵となり、このうち事業団在庫が20,155俵（同10%減）となかった。

なお、国内生糸引渡数量から絹織物等の輸出を除いた生糸純内需は65,518俵（同13%減）となった。

生糸価格は、平均で6,442円/kg（同7%減）であった。

(2) 養蚕対策

ア 養蚕概要

9年における養蚕業の動向は、養蚕從事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低水準での推移等により、飼育中止や掃立規模の縮小をする農家が増加したため、養蚕農家数、桑園面積及び収繭量は前年に引き続き大幅に減少した。

養蚕農家戸数は6,310戸で前年に比べ1,580戸（20%）の減少、桑園面積は13,800haで前年に比べ5,500ha（28%）の減少、収繭量は2,516tで前年に比べ505t（17%）の減少となっていた。

収繭量を蚕期別にみると、春蚕は982t（17%減）、初秋蚕は678t（9%減）、晩秋蚕は856t（21%減）となっている。

イ 養蚕振興対策

(ア) 養蚕ブランド産地の育成

絹需要の減退、輸入絹製品の増加など我が国蚕糸業が厳しい状況におかれている中で、養蚕の維持・発展

を図るため、高品質化等による差別化や実需者ニーズに即した繭づくりを行うブランド産地の育成とともに、養蚕と他作物との合理的な組合せによる複合経営の高度化を図り、地域条件に応じた総合的な養蚕産地の活性化を推進する「養蚕ブランド産地活性化対策事業」を実施した。

(予算額473百万円)

a 県及び地区推進事業

流通業者、アパレルメーカー等の参加による「ブランド化戦略推進機構」を設置し、川下ニーズの把握・分析、製品試作や開発商品のPR活動への支援、複合経営を高度化するための地域適合作物の検討や技術指導等を行う事業を実施した。

b 条件整備事業

ブランド化に必要な製品試作、商品化等を行う生糸等加工施設や複合化のために必要な小規模土地基盤整備、既存蚕舎等の改造による菌葺等栽培施設等の整備を行う事業を実施した。

(イ) 繭生産対策の指導

高齢化の進展等により大幅に縮小してきている我が国養蚕業の維持・発展を図るために、中核的養蚕農家を核とした生産性の高い養蚕産地を早急に育成すること及び革新的技術を導入した先進国型養蚕業の早期確立・普及による低コスト化を推進することが重要な課題である。

以上のような考え方のもとに、生産性の高い養蚕産地の育成については、今後育成すべき農家に対し施策の集中化・重点化を図ること、新たな普及指導体制の構築及びこの指導体制のもとで計画的な産地再編合理化を図ること、また、先進国型養蚕業については、一般普及へ向けて受入体制の整備を図ること、革新的技術を既存の技術体系に組み入れ、中小規模も含めた養蚕農家全体の低コスト化を図ること等の対策を推進した。

(ウ) 稚蚕人工飼料育の普及

稚蚕人工飼料育は、52~53年度に実施された稚蚕人工飼料育実用化パイロット事業を契機に普及に移されて以来、普及率は向上する傾向にある。

9年度における総掃立卵量（糸繭用）7万4千箱のうち、人工飼料育による掃立卵量は4万3千箱であり、普及率は58.2%であった。

ウ 桑苗

優良桑苗を安定的に確保し養蚕経営の改善に資するためには、優良品種の生産と計画的新・改植を図ることが極めて重要である。

8年産桑苗生産本数は、「一ノ瀬」「しんいちのせ」

を中心に51万本（前年比31%減）であった。

エ 蚕種

蚕糸業法（昭和20年法律第57号）に基づく規制は、蚕糸二法の施行（10年4月1日）により廃止されることとなった。

(ア) 蚕品種の指定

蚕種は、蚕糸業法により農林水産大臣が指定した品種及び交配形式（普通蚕種）以外は製造できないことになっており、農林水産大臣は農業資材審議会蚕種部会に諮問し、その答申に基づいて品種及び交配形式の指定又は指定の取消しを行った。

9年度においては、その他のものとして「日513号×中514号」及び「中514号×中515号」の2交配形式を指定した。

この結果、10年2月現在の指定数は原原蚕種111、交配形式49〔うち春蚕用24、夏秋蚕用16、その他のもの9（細織度3、太織度2、中細織度・長糸長1、細織度・広食性1、極細織度1、広食性1）〕となった。

(イ) 蚕種の生産と流通

蚕種製造業は、蚕糸業法第2条の規定により農林水産大臣の許可を要したが、8年度末における許可業者数は35である。うち、専業15、協業組合及び協同組合12、製糸兼営5、個人2、財團法人1となっている。

8年度における蚕種製造数量は、原原蚕種4千蛾、原蚕種3万蛾、普通蚕種9万箱（2万粒入り、以下同じ）であった。また、蚕種価格は年平均箱当たり3,400円で前年より155円（4.36%）下回った。

蚕種の輸出は、蚕糸業法第13条の規定により農林水産大臣の許可が必要であるが、8年度においては、2万箱がイランなど16か国に輸出された。

オ 災害

9年度の被害量（繭に換算）は66.4t、被害率は2.6%と前年に比べ0.2ポイント減少し、例年に比べ極めて低い水準であった。

(3) 繭・生糸の流通対策

ア 繭取引の概況

9年度の繭取引では、養蚕農家の手取りを確保するため、1,518円/kgの取引指導繭価を設定した。この結果、年間平均の取引価格は1,593円/kg（8年度1,672円/kg）となった。

イ 多様な繭品質評価システム実証事業

多様な繭取引に応じた繭品質評価システムの構築を図るために、繰糸を行わない簡易な繭品質評価システムの整備と実証試験を内容とする「多様な繭品質評価システム実証事業」を実施した。

ウ 繭品質評価手法調査事業

繭検定を基本としつつ、各種繭取引形態の可能性と、これに対応した品位、取引条件、品位決定の仕方、製糸業者が行う繰糸試験成績の活用等について探ることとし、将来の繭取引のあり方を検討するための「多様な繭取引・品質評価手法調査」を実施した。

(4) 絹需要増進対策

平成2年12月に蚕糸業振興審議会において策定された「絹需要増進に関する今後の行動計画」に基づき、9年度は、ハイブリッドシルク等新しい素材を用いた製品開発の促進、シルクの宣伝・普及、販売促進等に対し、事業団の蚕糸業振興資金からの助成を行った。

(5) 製糸業対策

製糸業の経営の安定と新たな対応を進めるため、9年度においては、良質生糸生産、ブランド化、コストの低減等の推進指導を行った。また、国産繭の減少に伴い、輸入繭による原料繭確保が不可欠であり、9会計年度の関税割当枠として2,500tを設定した。

(6) 繭価格安定対策

ア 概要

(ア) 生糸価格の推移

生糸価格は、2生糸年度以降、安定価格帯の水準内で推移していたが、5年8月以降、バブル経済の崩壊等を背景に安定基準価格を下回る水準で推移した。

これに際して、事業団による輸入生糸の買換え及び短期保管事業、製糸団体による調整保管を実施したものの、その後も糸価が低迷を続けたため、7年6月より8年振りの事業団買入れ（10,418俵）を行い、9月以降糸価は落ち着きをみせ、8年には、おおむね安定価格帯の範囲にあった。9年の生糸価格は景気の先行き不安などから低迷状態で推移した。

(イ) 繭価確保への取組み

6年産繭から、養蚕農家の手取りを確保するための取引指導繭価（1,518円/kg）を設定し、国の繭安定供給体制整備事業を実施する一方、製糸業者に対しては、取引指導繭価での繭代の支払を支援するため、事業団の蚕糸業振興資金から助成を行うとともに、需給上必要な所要量の輸入繭の割当てを行った。

イ 繭・生糸の輸入体制

(ア) 繭の輸入

繭は、7年度から関税割当制度が導入され、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案して割り当てる仕組みとなっている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ需給動向に応じて的確に設定している。9年度の関税割当枠は、2,500tに設定した。

また、8年に生糸価格の堅調を背景にくず繭が大量に輸入され、需給の混乱を招いたため、くず繭の関税

分類基準を9年6月に改正し、輸入管理を徹底することとした。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられることとなっており、基準額2,968円/kgに対し9年度は2,745円/kgが適用された。

(イ) 生糸の輸入

生糸は7年度にそれまでの事業団一元輸入制度が関税化され、関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなったが、絹業者の経営の安定を図るために、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。9生糸年度の当初割当枠は41,000俵とし、その調整金の上限は850円/kgに設定した。

なお、生糸価格の低迷に対応するため、第2、3、4四半期については、当初枠から15%カットの割当てを行ったほか、通関期限を第3四半期分については2か月、第4四半期分については3か月延長した。

生糸の輸入に際しては、事業団が瞬間タッチ売買を行うことにより、関税相当量の一部を調整金として徴収することができる。この調整金は、繭流通の安定化等蚕糸業の発展に役立てられる。

なお、生糸の二次税率についても6年間で15%引き下げられることとなっており、基準額8,209円/kgに対し9年度は7,594円/kgが適用された。

ウ 農畜産業振興事業団の運営

(ア) 運営概況

行政改革の一環として蚕糸砂糖類価格安定事業団と畜産振興事業団を統合し、8年10月に農畜産業振興事業団が設立された。

事業団蚕糸部門については、「行政改革プログラム」（8年12月閣議決定）に即して、9年度から11年度間に大幅な合理化を行うこととなり、9年度の蚕糸部門定員は、対前年度9人減の21人となった。

9年度においては、生糸価格の低迷に対応するため、8月以降生糸の短期保管の窓口を開設した。

(イ) 運営審議会の開催

事業団は農林水産大臣から標準生糸の安定基準価格の決定通知を受け9年3月28日に運営審議会を開催した。同運営審議会は9年4月1日以降8生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格及び9生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格について答申し、1kg当たり5,400円と決定した。

(ウ) 事業実績

9事業年度の事業実績は次のとおりである。

a 生糸価格安定事業

① 国産糸の買入れ、売渡し